

# 市政報告

今定例会では、議案以外に市政の重要事項として次のとおり報告がありました。

## 市内中学生傷害事件に係る訴訟の経過について

標記訴訟の概要及び経過については、これまで報告してきたが、このたび判決言渡しの期日が指定された。ついては平成28年3月3日以降の訴訟の経過について、下記のとおり報告する。

### 1 訴訟の概要

平成24年1月5日に、市立中学校に通学する男子生徒が、同学年の男子生徒3名から暴行を受け、意識不明の重体となっている事件について、暴行を受けた男子生徒とその親権者が、暴行を加えた男子生徒ら及びその親権者並びに川越市に対し、連帯して金3億9985万5051円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めているものである。

原告らは、教諭らが暴行を受けた男子生徒に対する暴力を以前から認識していながら、一時的な注意や指導だけで事態を放置したため本件暴行事件が発生し、市には安全配慮義務を怠った過失があると主張している。

### 2 訴訟の経過

平成28年3月3日

裁判所から、和解を勧試する旨の意見書が送付される。

※和解を勧試されたが、和解協議は打ち切りとなった。

平成28年3月25日 第19回弁論準備手続  
準備書面の陳述及び書証の提出

平成28年5月26日 第2回口頭弁論  
準備書面の陳述及び書証の提出

平成28年7月14日 第3回口頭弁論  
準備書面の陳述及び書証の提出

平成28年9月29日 第4回口頭弁論（終結）  
最終準備書面の陳述

### 3 判決言渡期日

平成28年12月22日（木）午後1時10分

## 市内中学生傷害事件訴訟に係る判決について

本市を被告の一人として、さいたま地方裁判所川越支部に係属していた損害賠償請求事件について、平成28年12月22日に、同裁判所から下記のとおり判決言渡しがあったので報告する。

### 判決主文

1 被告らは、原告男子生徒に対し、連帯して1億4653万444円及びこれに対する平成24年1月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告母親に対し、連帯して220万円及びこれに対する平成24年1月5日から支払

済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告らは、参加人に対し、連帯して1305万3275円及びこれに対する平成25年8月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

※今後の対応については、判決文の内容を精査した上で、検討する。

## 東松山市地内発生少年死亡事件に係る検証の経過について

標記の件について、下記のとおり報告する。

### 1 事件の概要

平成28年8月23日、東松山市の都幾河川川敷で、少年が死亡しているのが発見された。8月25日から26日にかけて、この件に関与の疑いがあるとして、少年2名、中学生3名が逮捕された。このうち1名は、川越市内の中学生であった。9月14日、当該生徒は傷害致死の疑いで、さいたま家庭裁判所に送致され、観護措置となった。10月11日、さいたま家庭裁判所は、少年院送致とする保護処分を決定した。

### 2 検証の経過

（1）東松山市地内発生少年死亡事件に係る埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会

埼玉県教育委員会では、「合同検証委員会」を立ち上げた。この委員会に川越市から教育指導課長が委員として出席し、本市における検証の状況やその視点を報告している。「合同検証委員会」では、以下の3つを論点として集約し、それぞれの論点ごとに、児童生徒への働きかけ、家庭への働きかけ及び関係機関との連携について検証を進めている。

論点1 非行・問題行動等への対応

論点2 高校中途退学への対応

論点3 問題行動の未然防止への対応

### （2）川越市としての対応

川越市では、関係部課長、関係機関等による「関係者会議」を、また、学識経験者等、第三者を含めた「検証のための会議」を開催している。事件の概要や当該生徒の状況などについて報告し、配慮を要する生徒への指導、家庭に対する支援のあり方、関係機関との連携などについて考えていく必要があるとの意見が出された。それらの意見を踏まえ、以下の4つの視点から検証と考察を進めている。

視点1 児童生徒理解について

視点2 校内体制について

視点3 家庭・地域との連携について

視点4 学校・教育委員会・関係機関の連携について